

## 根室市観光マスコットキャラクター等使用取扱規定

### (目的)

第1条 この規定は、根室市観光マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）及びキャラクターロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用できる者)

第2条 キャラクター及びロゴ（以下「キャラクター等」という。）の著作権は、根室市観光協会（以下「協会」という。）に帰属するものとし、キャラクター等を使用できる者は、下記に該当する者とする。

- (1) 協会、根室市及び協会会員（以下「会員」という。）
- (2) 根室市の観光PRに資すると協会長（以下「会長」という。）が認める場合。
- (3) 放送機関、新聞社その他報道機関が、報道目的に使用する場合。
- (4) 出版社、旅行会社等が、根室市への誘客効果が期待できる目的で使用する場合。

2 ただし、下記に該当すると会長が判断した場合を除く。

- (1) 根室市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、キャラクター等の使用について、著しく不適當であると認めるとき。

### (使用申請)

第3条 キャラクター等を使用するときは、あらかじめキャラクター等使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、会長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 企画書
- (2) レイアウト、スケッチ等の原稿

2 会長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクター等の使用を承認する。

3 前項の承認は、キャラクター等使用承認書（様式第2号）をもって行い、必要な条件を付することができる。

### (使用承認期間)

第4条 キャラクター等の使用承認期間は、第3条の申請があった年度の3月31日までとする。ただし、使用承認を受けた申請者と会長どちらか一方の当事者からの、延長しない旨の申し出がない限り、本承認期間は自動的に1年間延長するものとし、以降について

も同様に取扱うものとする。

2 前項の期間中に会員でなくなったときは、承認を取り消すものとする。

(使用料)

第5条 キャラクター等の使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) キャラクター等の色、形状、配置、表示方法は、別途作成する手引きに従い使用すること。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(2) キャラクター等を使用した物件が完成したときは、キャラクター等完成届(様式第3号)に完成物件を添えて提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真又は画像データの提出をもって代えることができる。

2 キャラクター等の使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容を遵守すること。

(承認内容の変更)

第7条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター等使用変更申請書(様式第4号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 会長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクター等の使用変更を承認する。

3 前項の承認は、キャラクター等使用変更承認書(様式第5号)をもって行い、必要な条件を付すことができる。

(違反等に対する取扱い)

第8条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 前項の行為により協会に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 使用承認を受けた者は、その権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、キャラクター等の取扱いに関し疑義が生じたときは必要に応じて協議を行うものとする。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。